

「新しいみえの文化振興方針（仮称）」骨子（たたき台）

はじめに

- ・ われわれ日本人は、古くから天地万物に神が宿るという精神世界に暮らしており、自然と調和して生きることを重視してきた。
- ・ 三重県にはそのような日本の精神文化の源流ともいえる2つの聖域 - 伊勢と熊野（紀伊山地） - がある。この伊勢と熊野を有することが本県のオリジナリティであり、アイデンティティの源泉でもある。
- ・ 情報通信手段の多様化や情報のグローバル化の進展により、いま、文化は多様化と画一化の狭間にある。
- ・ さまざまな環境の変化の中にあっても、私たち一人ひとりが拠って立つべき所はふるさとみえであり、その多様性に富んだ文化である。10年後、20年後も三重県民として誇り高く生きていくために、私たちは、いま改めて、自らのアイデンティティをしっかりと確認する必要がある。
- ・ 県民の皆さんの心の豊かさを育み、幸福実感を高めていくために、変わりゆくものと変わらないものをしっかりと見据えながら、感覚を研ぎ澄まし、心を込めて文化政策を展開していく。

方針策定の主旨等

1 方針の策定主旨

「三重の文化振興方針」（以下「現行方針」）策定（平成20（2008）年3月）後の社会情勢等の変化や本県の文化行政を取り巻く環境の変化をふまえ、今後、より良い文化コンテンツを継続して効率的・効果的に県民の皆さんに提供し、ふるさとみえに対する誇りや愛着を一層醸成するため、10年先を見据えた本県の文化振興に係る新たな方針として策定する。

（1）文化を取り巻く環境

- ・ 情報通信手段の急速な進歩と爆発的な普及により、誰でも、瞬時に、そしてより手軽に、国境を越えた世界との交流が可能となった。
- ・ 情報通信手段の多様化や情報のグローバル化は、地域文化にも大きな影響を与えつつある。私たちが入手できる文化に関する情報は多様化しているが、一方で、文化の画一化が進むとともに、少子高齢化や過疎化の影響により担い手が不足し、地域文化の独自性が失われる恐れがある。
- ・ そのような中で、文化には、個人や地域におけるアイデンティティの基盤としての役割や、人びとの感性や創造力を高め、心の豊かさを育むエネルギー源としての役割が期待される。

(2) 社会情勢の変化

国の文化政策の動向

- ・平成 23 (2011) 年 2 月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第 3 次基本方針)」により 6 つの重点戦略が打ち出された。
- ・平成 24 (2012) 年 6 月に公布・施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」により劇場、音楽堂等の意義や役割が位置づけられた。

経済情勢の変化

- ・世界経済は、平成 20 (2008) 年 9 月のリーマン・ショック等を経て、世界的な景気後退に陥ったが、平成 21 (2009) 年春には底打ちし、全体として緩やかな回復傾向をたどった。
しかし、平成 23 (2011) 年に入り、欧州債務問題の深刻化、米国の景気回復の陰り等により、世界経済は再び減速した。
平成 24 (2012) 年に入ると急激な景気後退の懸念はいったん緩和したものの、依然として各国の政策措置に支えられた、不安定さを抱えた状態にある。
- ・日本経済は、平成 21 (2009) 年第 1 四半期が景気の谷となり、その後は東日本大震災による一時的な落ち込みを除けば、平成 24 (2012) 年半ばまで緩やかな上向きの動きを維持したが、同年半以降、世界経済の減速等を背景に、景気は弱い動きとなった。

東日本大震災の発生

- ・東日本大震災からの復旧・復興の過程において、文化芸術が心の安らぎや勇気を与え、地域の絆を強め、明日への希望を与えると同時に、復興への歩みを進める人びとの心の支えとなることが再確認されるなど、改めて文化の果たす役割、意義への期待が高まっている。

(3) 本県の文化行政を取り巻く環境の変化

みえ県民カビジョンの策定(「文化」が幸福実感に果たす役割)

- ・一人ひとりの価値観、考え方により、求める幸福の形、内容はさまざまだが、身近な人や社会とのつながりの中で、自分の存在が認められることによって実感できる。
- ・文化そのものや文化活動は、自らのアイデンティティの認識や相互理解の促進、共感の醸成を通じて、人びとの幸福実感を高めるものと考えられる。
- ・県の文化政策は、県民の皆さんの幸福実感を高めるために、どのようなことができるのか、いま改めて意義が問われている。

本県の財政状況

- ・「みえ県民力ビジョン・行動計画」の計画期間中の財政見通し（一般会計）では、要調整額（財源不足額）を 284 億円程度、また、27(2015)年度末地方債残高を 1 兆 4 千億円弱と見込んでいる。

三重県総合博物館の開館と「文化交流ゾーン」の形成

- ・平成 26(2014)年 4 月の三重県総合博物館の開館を機に、「文化交流ゾーン」の魅力を高め、より多くの人々が訪れ、さまざまな文化に接し、感性を高めることができるような場を形成することが求められる。

2 方針の対象範囲と期間

(1) 方針の対象範囲

- ・文化振興は「文化」のためだけのものではなく、あらゆる施策のイノベーション（革新）につながるものであるという認識のもと、芸術、文化財、伝統芸能など「文化芸術振興基本法」が対象としている範囲に加え、生涯学習振興、景観づくり、地域づくり、伝統工芸を含めた産業振興、観光振興など文化振興の目的にそって幅広くとらえる。

(2) 方針の期間

平成 26 年度からおおむね 10 年（平成 35 年度まで）を対象期間とする。

みえの文化振興の方向性

1 みえの文化の現状と課題

(1) みえの文化の特長

日本の精神文化の源流 - 伊勢と熊野

- ・「伊勢へ七度（ななたび）、熊野へ三度（さんど）」という言葉があるように、伊勢と熊野は古くから信仰を集めてきた。
- ・伊勢の地は伊勢湾に開け、古くから東国に向けた海上交通の要地であるとともに、大和の国の東に位置し、太陽信仰の聖地として、天照大神を祀るのに相応しい土地であると考えられたものと思われる。
また、熊野の地は古くから神々の鎮まる特別な地域と考えられてきたが、のちには山岳修行の霊場としても知られた。この地への旅路は難行苦行の連続であり、人びとは苦行の果てに悟りと不思議な力を得ることができたと言われている。
- ・いずれも伊勢や熊野の地であることに意味があったものと思われるが、古くから、「文化の力」で栄えてきた場所は中央から離れていることが

多い。本県が中央から離れていることも独自性を発揮できる要因の一つ
であると考えられる。

地域性豊かな文化

- ・本県は変化に富んだ美しい自然に恵まれており、多様な気候・風土のもとでのくらしの営みから、地域性豊かな文化が育まれてきた。

交流による発展

- ・古代以降、全国から多くの人びとが訪れ、互いに影響し合う文化交流が行われる中で、多様な文化を受け入れて、新しい文化を生み出し、育んできた。
- ・伊勢湾などに形成された湊が東西物流の拠点となり、商品だけでなく、同時にさまざまな文化交流も盛んに行われた。
- ・多くの著名な人物を輩出し、彼らを慕って全国から人が集まり、芸術や学術などの交流が行われた。

(2) 現行方針の主な成果と課題

方向1～広げる、高める～

(成果) 県民が多様な文化にふれ親しみ、また優れた成果を発表する場を提供

(課題) 施設間における事業連携の推進

方向2～守る、伝える～

(成果) 国史跡齋宮跡の調査等を通じて、地域の歴史学習やまちづくり活動を支援

(課題) 観光振興や地域の活性化につなげるため、地域と連携した活用策の検討

方向3～つながる、発信する～

(成果) 日本まんなか共和国等他府県との広域連携の中で文化分野の連携・交流を促進

(課題) 三重の多様な文化の魅力を効果的に発信するため、広域連携の仕組みを活用

方向4～創造する、生かす～

(成果) 歴史街道やまちかど博物館等、地域の文化資源を生かしたまちづくりを支援

(課題) 施設・文化団体だけではなく、市町、学校等幅広い関係者との関係の構築、各部の所管する施策との連携の推進

方向5～支える～

(成果)各館が拠点機能を発揮し、特色ある取組を展開
(課題)「文化交流ゾーン」の構築の推進

2 文化振興施策の展開にあたって

今後、本県においては、次の3点に留意しながら文化振興施策を展開していく。

(1) 環境変化への対応

- ・情報通信手段の多様化や情報のグローバル化の進展により、文化を取り巻く環境は大きく変化していることから、常にその動きを注視することはもちろんのこと、変化のもたらす負の部分にも目を配り、文化に期待される役割を意識しながら、その時々状況に応じて適切な施策を講じるよう努める。

(2) 長所の伸張、課題の解決

- ・「日本の精神文化の源流ともいえる伊勢と熊野を有すること」、「地域性豊かな文化が育まれてきたこと」、「さまざまな交流によって文化が発展してきたこと」は、ふるさとみえの文化の特長であり、今後とも、これらを生かして、さらに県民の皆さんが誇りと愛着を感じ、幸福を実感できるようなみえを創っていく。
- ・現行方針の策定後、5つの基本方向に沿って取組を進めてきたが、多くの成果が得られた一方で、残された課題もある。文化振興は長期的な視点に立って推進すべきものであることをふまえ、現行方針のうち、踏襲すべき点は踏襲したうえで、残された課題の解決に向けて取り組む。

(3) 広域自治体としての県の役割とさまざまな主体との関係

(県民の皆さんとの関係)

- ・文化とは、最も広義で捉えれば、「人間と人間の生活にかかわる総体」を意味しており、対象とする範囲が広いことから、民間、行政を問わず、さまざまな主体が担いうる。
- ・県内各地には、さまざまな文化的な活動を行っている団体や文化振興を支える組織がある。
- ・文化の担い手は県民の皆さんである。県は、県民の皆さんが自らの意思で、主体的に文化にふれ親しんだり、文化を支えたりすることができるような環境の整備や風土づくりに取り組む。

(市町との関係)

- ・広域自治体としての県だけではなく、基礎自治体である市町においても、さまざまな文化振興施策が講じられている。
- ・しかし、県・市町を通じて財政状況が厳しい中で、より効果的・効率的に

文化振興を進めるためには、県と市町が適切に役割を分担し、それぞれがその役割をしっかりと果たしていかなければならない。

- ・広域自治体としての県には、専門性や広域性に基づく役割や、対象の規模や性質等をふまえて補完的・先導的に果たすべき役割があると考えられる。今後、具体的な文化振興施策の企画・実施にあたっては、そのような広域自治体としての県の役割を十分にふまえるものとする。

方針の基本目標、施策の方向性

基本目標

- (1)文化を通じて幸福実感を高めるとともに、次代のみえを担う若い世代を育成する
- (2)郷土に誇りと愛着を感じられるようにするとともに、みえの文化の素晴らしさを県内外に発信する
- (3)多様な文化を受け入れ、交流・連携することにより、新たなみえの文化を創造する

施策の方向性

基本目標の実現に向けて、次の6つの方向で施策を展開する。

- (方向性1) トップを伸ばす
- (方向性2) 次代を育てる
- (方向性3) 磨いて伝える
- (方向性4) 拠点をつなぐ
- (方向性5) かけ合わせて生み出す
- (方向性6) 効果的に発信する

施策の具体的な展開のあり方

資料2「施策の具体的な展開のあり方にかかる論点」に基づき意見交換

「文化交流ゾーン」のあり方

別途、文化交流ゾーン検討部会で調査・審議中

同検討部会での検討結果をもとに、第3回審議会で意見交換

方針の推進にあたって

第4回審議会で意見交換

- (1) 関係部局等との連携による事業の推進
- (2) 方針の進行管理